

愛知中部水道企業団工事請負契約約款 新旧対照表

● 改正理由：愛知県公共工事請負約款の改正に準拠した改正及び必要な整理を行う

新	旧
第 1 条～第 6 条 略	第 1 条～第 6 条 略
(<u>下請負人の通知</u>)	(<u>下請負の届出</u>)
第 7 条 <u>発注者は、請負者に対して、下請負人の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。</u>	第 7 条 <u>請負者は、工事を第三者に委任し又は請け負わせようとするときは、あらかじめ発注者に届け出なければならない。</u>
第 7 条の 2～第 6 1 条 略	第 7 条の 2～第 6 1 条 略